

## 随意契約（相手方指定）調書

件名	成年後見あんしん生活創造事業業務委託	5200042
工（納）期	令和6年3月31日	
契約締結日	令和5年4月1日	
契約金額	19,043,564円（消費税込み）	

契約相手方	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 (法人番号：1011505000656)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

## 業者選定理由書

件名	成年後見あんしん生活創造事業業務委託
指名業者 (案)	名称 社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 所在地 東京都荒川区南千住1-13-20 代表者 笠島 伸介
特命理由	<p>本件は、成年後見制度の利用促進・円滑な制度運用に向けた事業運営に係る業務について委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 区では現在、「荒川区地域福祉計画」の策定にあたり、成年後見制度利用促進のための「中核機関」の設置を予定している。「中核機関」は区を主体として設置するものであるが、国の計画において、既存の事業を活用し、地域での包括的な支援体制を構築すべきとされていることを踏まえ、広報や相談等の一部の業務について、委託するものである。</p> <p>上記事業者は、平成22年度より、区の補助事業として成年後見制度における権利擁護事業、周知・啓発や相談援助等を実施してきたため、制度についての理解・ノウハウを十分に有しており、安定的な事業運営が期待できる。</p> <p>また、本委託については令和4年度より受託しており、主管課にて令和4年度契約の評価を実施しているが、実務経験豊富な人員配置がなされており、区との円滑な連携・情報共有ができていた等、履行状況は良好であったため、今後も安定的で確実な業務履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)